

議案第 6 1 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年三田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。